

＜経済環境適応資金 事業承継資金【経営承継】＞

(1) 資金名・略称	事業承継資金【経営承継】	
	略称「環 承 経」	略称「環 承 経 準」
(2) 融資対象※1～3	事業承継を実施した以下のいずれかに該当する中小企業者 ① 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定を受けた会社 ② 経営承継円滑化法第12条第1項第2号イに基づく知事の認定を受けた個人	事業活動に支障が生じている他の中小企業者から経営の承継を受ける以下いずれかに該当する中小企業者 ① 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロに基づく知事の認定を受けた会社 ② 経営承継円滑化法第12条第1項第2号ロに基づく知事の認定を受けた個人 ③ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けた会社
(3) 資金使途	知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な以下のいずれかの資金 ① 議決権株式の取得資金 ② 事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき資金 ⑤ 運転資金	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下のものを取得するために必要な資金 ① 他の中小企業者が有する事業用資産等 ② 他の中小企業者である会社の株式等（取得後に総株主の議決権の過半数を有すること）
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.3%以内	
	3年超5年以内 年1.4%以内	
	5年超7年以内 年1.5%以内	
	7年超10年以内 年1.6%以内	
(6) 金利区分	特別金利3	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	経営承継関連保証【別枠保証】	経営承継準備関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象	
(11) 必要書類	① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し ② 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けている場合は、財産要件確認書（金利優遇措置を受ける場合のみ） ③ 証明申請書（様式6号）	
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) 金利優遇措置※4	愛知県事業承継ネットワークの構成機関等による支援を受けた者については、上記金利から0.2%引下げする	
(14) 連帯保証	原則として法人代表者又は他の中小企業者（会社に限る）以外の連帯保証は要しない ただし、経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けている場合は、連帯保証を徴求しないものとする	
(15) その他	認定を受けた日の翌日から1年を経過する日までに、保証協会が申込みを受付することを要する	

※1 融資対象で規定する経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定により申込する会社である中小企業者は、以下のいずれかに該当することを要件とする。

- (1) 当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。
- (2) 当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。
- (3) 当該申込人の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前事業年度の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している）こと。
- (4) 仕入先（当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

- (5) 取引先金融機関（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入融資限度額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入融資限度額の割合が 100 分の 20 以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）との取引に係る支障が生じたこと。
- (6) その他諸費用が生じたこと。

※2 融資対象で規定する経営承継円滑化法第 12 条第 1 項第 2 号イに基づく知事の認定により申込する個人である中小企業者は、以下のいずれかに該当することを要件とする。

- (1) 当該中小企業者以外が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。
- (2) 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
- (3) 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の 3 月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の 3 月間における売上高等の 100 分の 80 以下に減少することが見込まれる（している）こと。
- (4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
- (5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
- (6) 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。
- ① 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割
- ② 当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額
- (7) その他諸費用が生じたこと

※3 融資対象で規定する経営承継円滑化法第 12 条第 1 項第 1 号ハに基づく知事の認定により申込する場合は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 申込日直前の決算において資産超過であること
- (2) 申込日直前の決算において EBITDA 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が 10 倍以内であること
- (3) 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること
- (4) 申込日において、返済緩和している借入金がないこと

※4 金利優遇措置を受ける場合は、証明申請書（様式 6 号）を愛知県事業承継ネットワークの構成機関等に提出し、計画が当該構成機関等の支援を受けて作成されたものである旨の証明を受けたうえで名古屋商工会議所に提出し、当該構成機関等が愛知県事業承継ネットワークの構成機関等である旨の証明を受けなければならない。